官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔政　令〕
○押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（二九）　二
○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令（三〇）　四
〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇）　四
〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四四）　四
○戸籍が滅失した件（法務二三）　四
○除籍が滅失した件（同二四）　四
○除籍の一部が滅失した件（同二五）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（同二六）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二七）　四
○商業登記規則第三十六条第四項第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件を廃止する件（同二八）　五
○国税通則法施行令第三条第二項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件（国税庁三）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（厚生労働四四）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二六四～二七一）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二七二～二七四）　六
○フサヒゲルリカミキリに関する保護増殖事業計画を定める件（農林水産・環境二）　六
○ウスイロヒョウモンモドキに関する保護増殖事業計画を定める件（同三）　七
○賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示（国土交通八一）　七
○ミヤコカナヘビに関する保護増殖事業計画を定める件（環境一二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三一、三二）　八
〔国会事項〕
諸事項　九
〔公　告〕
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇
会社その他
一部改正　一〇
異議の申出に係る文書への押印を要しないものとすることとした。（第八条関係）　一〇
九　行政不服審査法施行令の一部改正
審査請求書、再調査の請求書、再審査請求書及び不服申立書への押印を要しないものとすることとした。（第九条関係）　一〇
一〇　施行期日
この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

本号で公布された法令のあらまし

◇押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令（政令第二九号）

（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係
地方債証券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとすることとした。（第一条関係）

二　公職選挙法施行令の一部改正
異議の申出及び審査の申立てに係る文書への押印を要しないものとすることとした。（第二条関係）

三　住居表示に関する法律施行令の一部改正
住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等に異議のある住民による変更の請求書への押印を要しないものとすることとした。（第三条関係）

四　住民基本台帳法施行令の一部改正
住民基本台帳法第四章又は第四章の三に規定する届出への押印を要しないものとすることとした。（第四条関係）

五　公害紛争処理法施行令の一部改正
都道府県公害審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書への押印を要しないものとすることとした。（第五条関係）

六　政治資金規正法施行令の一部改正
匿名の寄附等に係る寄附物件の国庫納付手続に係る書面への署名又は押印を要しないものとすることとした。（第六条関係）

七　地方独立行政法人法施行令の一部改正
公立大学法人債券の申込における申込証への署名又は押印を要しないものとすることとした。（第七条関係）

八　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正
異議の申出に係る文書への押印を要しないものとすることとした。（第八条関係）

◇会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令（政令第三〇号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の施行に伴い、次に掲げる政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

㈠　中小企業等協同組合法施行令（昭和三三年政令第四三号）（第二二条、第二八条第四項及び第二九条～第三四条関係）

㈡　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三三年政令第四五号）（第一条の二及び第七条～第一三条関係）

㈢　商店街振興組合法施行令（昭和三七年政令第三二一号）（第三条、第六条及び第七条第三項～第五項関係）

㈣　技術研究組合法施行令（平成二一年政令第一五八号）（第六条、第八条第四項及び第一五条～第二一条関係）

2　施行期日

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行するものとすることとした。ただし、一部の規定については、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月一五日）又は会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとすることとした。